

令和4年度第46回全国育樹祭実施計画策定支援等業務 公募型プロポーザルに関する説明書

この説明書は、令和4年度第46回全国育樹祭実施計画策定支援等業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の執行及び契約について、プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、プロポーザル参加者は次の事項を熟知のうえ、企画提案書を提出すること。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度第46回全国育樹祭実施計画策定支援等業務

(2) 業務目的

令和5年秋に茨城県で第46回全国育樹祭を開催するにあたり、「第46回全国育樹祭基本計画」を踏まえ、式典の内容や進行方法を盛り込んだ実施計画策定の支援及び第45回全国育樹祭次期開催地知事挨拶映像作成等を行うことを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(4) 委託上限額

5,940,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 本業務の委託

プロポーザルにより、最優秀提案者として選定された者を本業務に係る随意契約の見積徴取の相手先とする。

(6) 令和5年度第46回全国育樹祭運営等業務（仮）について

① 令和5年度における第46回全国育樹祭運営等業務（仮）（以下「運営等業務」という。）の一部については、令和5年度予算の執行が可能となった時点で、本業務受託者と委託契約の締結を予定している。

ただし、当該業務は令和5年度茨城県一般会計予算の成立を前提とするものであり、令和5年第1回茨城県議会定例会において当該予算が議決されない場合は、委託契約を締結しない。また、第46回全国育樹祭茨城県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の承認を前提とするものであり、実行委員会において令和5年度事業計画及び予算が承認されない場合も、委託契約を締結しない。

② 本業務において実行委員会事務局の指示に従わない等、不誠実な対応があり、実行委員会において本業務受託者と運営等業務の委託契約を締結することが不適切と判断された場合は、委託契約を締結しない。この場合、本業務において実施する事前手配及び出演調整等の準備業務の状況については、進捗状況、調整先担当者及び特記事項等を引継ぎ書面として作成することとし、事務局立会いのもとで引継ぎ事業者の説明すること。その際、本業務において作成した記録映像、資料写真等のデータについても一式として提供すること。また、各

手配先に対しては、事業者が切り替わる旨の連絡を徹底することとし、円滑な引継ぎに協力すること。

2 業務及び企画提案の内容

説明書及び別添「仕様書」のとおり

3 スケジュール（予定）

令和4年7月11日（月）	プロポーザルの公告 プロポーザル参加申込書、企画提案書、 質問書の受付開始
7月29日（金）	プロポーザル参加申込書、質問書の提出期限
8月5日（金）	企画提案書の提出期限
8月9日（火）	プレゼンテーション及び審査会（予定）
8月10日（水）	審査結果の通知（予定）
8月12日（金）	契約締結のための協議（予定）
8月12日（金）	委託契約の締結（予定）

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づき茨城県物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 茨城県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (6) 過去10年以内（平成24年4月1日以降）に日本国内で開催された、皇室御臨席の全国規模の大会（全国植樹祭、全国育樹祭、豊かな海づくり大会、国民体育大会等）で元請け（元請けとなった共同企業体の構成員を含む。）として企画又は運営を実施した実績を有すること。
- (7) 本業務に、次の要件を満たす総括責任者及び主任担当者を配置することが可能な者であること。

① 総括責任者

イベントの企画運営に係る実務経験が7年以上あり、かつ過去10年以内（平成24年4月1日以降）に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会

を担当した経験があること。

② 主任担当者

イベントの企画運営に係る実務経験が4以上あり、かつ過去10年以内（平成24年4月1日以降）に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験があること。

(8) 応募は単独に限らず共同企業体で可とするが、この場合の要件は以下のとおりとする。

① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

② 共同企業体を構成するすべての事業者は、参加資格(1)から(3)の要件を満たす者であること。

③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格(4)から(7)の要件を満たす者であること。

④ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。

⑤ 参加資格(7)の総括責任者は、共同企業体を代表する事業者から配置すること。

5 プロポーザルへの参加申請書の提出

(1) 提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、電子メールにて提出すること。

・提出メールには①代表者名、②所属先、③連絡先（担当者名、電話、メールアドレス）を明記すること。

なお、約8MB以上のファイルは受信できないことから、大容量ファイルシステム等で送付すること。

・送付後、必ず電話でメールの到着確認を行うこと。

(2) 提出書類（A4サイズ）

① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

② 4の(6)に関する書類（様式第2号及び自治体や民間団体との契約書の写し等、記載事項を証明する書類）

③ 4の(7)に関する書類（様式第3号、第4号及び第5号）

④ 共同企業体の場合にあつては、共同企業体協定書（様式第6号）の写し

※ なお、協定書は、様式第6号の内容に沿ったものであれば、任意様式でも可。

⑤ 会社概要（パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。共同企業体の場合にあつては、構成する会社ごとに提出すること。）

※ なお、茨城県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める書類を併せて提出すること。

・営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類（写し）

・納税証明書（都道府県税）

・納税証明書（地方消費税）

・登記簿謄本、定款（写し）

・印鑑証明書

- ・貸借対照表及び損益計算書（直近年度分）、営業概要書
- ・取扱商品等調書

(3) 提出期限

令和4年7月29日（金）17時必着

(4) 参加資格の確認

提出された参加申込書等に基づき、参加資格の確認を行う。なお、審査の確認、参加資格がないと判断された場合は、令和4年8月2日（火）までに書面により通知する。

(5) その他

参加申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を令和4年8月5日（金）17時までに提出すること。（電子メールにより提出し、必ず電話でメールの到着確認を行うところ。）

6 実施要領等に関する質疑及び回答

提案を行うにあたり、別紙「公募型プロポーザル実施に係るQA」以外で疑義が生じた場合は、以下により質問書（様式第8号）を提出すること。

(1) 質問方法

電子メールにて下記アドレスに提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。

・E-mail : ikujusai@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 電子メールの件名

第46回全国育樹祭実施計画策定支援等業務に係る質問（会社名）

(3) 回答方法

質問書を受理した日の翌日から令和4年8月2日（火）17時までに、参加申込書提出者全員に対して回答を電子メールにより送付するとともに、実行委員会ホームページにて公表する。ただし、各社の提案内容の核となる質問内容などについては、質問者に対してのみ回答し、ホームページへの公表は行わない。

(4) 提出期限

令和4年7月29日（金）17時まで

7 企画提案書の提出

別添の「第46回全国育樹祭実施計画策定支援等業務企画提案仕様書」及び本説明書に基づき以下の企画提案書を作成し、期限までに提出すること。

全てA4サイズで作成し長編綴じとすること。ファイル等による綴じ込みはせず、2穴パンチ位置を考慮して印刷すること。

(1) 企画提案書

項目	内容	部数	備考
①表紙	・会社名、担当者名、連絡先等を明記すること。	1	様式第9号
②企画提案書	・作成にあたっては、本説明書を参照して行うこと。	10	様式任意

③令和5年度概算経費	・作成にあたっては、仕様書を参照して行うこと。	10	別紙様式1、2
④見積書(R4業務)	・本業務を実施するために必要な項目ごとに、その単価、金額を記載すること。	10	別紙様式3(様式任意可)

(2) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とし、FAXや電子メールによる提出は一切受け付けない。

(3) 提出期限

令和4年8月5日(金)17時必着

(4) その他

- ① 1社(1共同企業体)につき1提案とする。
- ② 提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。
- ③ 次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としない。
 - ア 提出書類に不足がある場合
 - イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - カ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - キ 別に定める審査会の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ク 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - ケ 最優秀提案者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - コ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

8 企画提案書の審査

別に定める審査会において、以下のとおりプロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画提案者1社(1共同企業体)を選定する。ただし、総得点の最も高い企画提案者が実行委員会の求める最低限の基準(満点の6割以上)に達していない場合は、この限りではない。

また、プロポーザル参加者が多数の場合は、書類による事前審査を行い、プレゼンテーションの実施対象者を限定する場合がある。

(1) 日時及び場所(予定)

令和4年8月9日(火)

※ 正式な日時及び場所については、後日改めてプロポーザル参加者あて通知する。

(2) プレゼンテーション方法

- ① プレゼンテーションは匿名で行うものとし、実行委員会事務局よりプロポーザル参加者あて、あらかじめ通知する名称(A社、B社等)を使用すること。

また、会場入室時にも会社名等が特定される名札や社員記章等は、あらかじめ外しておくこと。

- ② 提出済みの企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行うものとし、追加資料は認めない。

(3) プレゼンテーション時間

1社（1共同企業体）あたり 20 分以内（質疑時間が含まない。）

(4) 審査のポイント（案）

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
企画提案書及びプレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書が具体的でわかりやすく、詳細に記載されているか ・プレゼンテーションが具体的でわかりやすいか 	5
業務遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に、類似の業務の受託実績があるか ・不測の事態にも対応できる、十分な人員が確保されているか 	10
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全国育樹祭という、伝統ある全国行事の意義が理解できている提案内容か ・第46回全国育樹祭基本計画の内容が理解できている提案内容か ・茨城県らしさを盛り込みつつ、他都道府県の全国植樹祭や全国育樹祭等で演じられた内容と類似することのない提案のできる企画力や独創性を持っているか ・<u>実際に提案内容を実現することが可能な、具体的で明確な全体構想を持っているか</u> 	75 <small>(全体概要：10、 お手入れ・育樹行事：15、 式典：30、 併催・記念行事：10、 運営計画等：10)</small>
提案内容に係る概算経費	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な式典運営や会場設営、経費縮減のための工夫がなされているか ・内訳や積算根拠が具体的かつ詳細に記載されているか ・第46回全国育樹祭運営等業務における委託契約者と実行委員会の役割分担が適切か 	10

※審査の配点等は、変更になる場合がある。

(5) その他

参加人数は1社（1共同企業体）につき5名までとする。

10 審査結果の通知

審査会に参加した全ての応募者に対し、審査会終了後、速やかに通知する。なお、審査結果、審査結果に至った経緯及び理由等に関する質問は一切受け付けない。

11 委託契約について

(1) 契約の締結

本業務に係る委託契約は、原則として最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で、内容の変更協議を含むものとする。協議が不調のときは、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 業務の中止

- ① 委託契約の締結後、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- ② 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、実行委員会事務局と選定された企画提案者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (4) 新型コロナウイルスの感染防止のため、本プロポーザルにおいては説明会を開催しないこととする。
また、適切な感染防止対策を講じるため、プロポーザルのスケジュールの変更、プレゼンテーションへの参加自粛の要請等を行う場合がある。
- (5) 天災等やむを得ない理由により、公平、公正なプロポーザルが実施し難い場合は、プロポーザルを延期、又は取りやめることがある。その場合、プロポーザルに要した全ての経費は、実行委員会に請求できないものとする。

13 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出先及び本業務に関する問合せ先

第46回全国育樹祭茨城県実行委員会事務局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

(茨城県農林水産部林政課全国育樹祭推進室内)

電話：029-301-4018 / FAX：029-301-4039

E-mail：ikujusai@pref.ibaraki.lg.jp